

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 8 月 22 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700110号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700176号

第1 結論

請求者のA社における平成26年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月の標準報酬月額については、14万2,000円から32万円とする。

平成26年9月の訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準報酬月額の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初14万2,000円と記録されていたところ、事業主は、請求者の平成26年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)に係る事務手続を誤ったとして、請求期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成29年2月に、平成26年9月の標準報酬月額を14万2,000円から32万円に訂正するための算定基礎届を提出しており、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準報酬月額(32万円)は保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

一方、オンライン記録により、請求期間を含む平成26年*月*日から同年*月*日までの期間について、A社の事業主は、年金事務所に対し厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できるところ、事業主から当該申出があった場合は、同条の規定により、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間は、同法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成26年9月の標準報酬月額については、32万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700217号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700024号

第1 結論

平成5年7月から平成6年9月まで、平成7年2月、平成7年4月から平成8年1月まで、平成8年3月、平成8年9月から同年12月まで、平成9年4月から平成10年3月まで、平成10年6月から平成11年3月まで及び平成12年4月から同年9月までの各請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年7月から平成6年9月まで
② 平成7年2月
③ 平成7年4月から平成8年1月まで
④ 平成8年3月
⑤ 平成8年9月から同年12月まで
⑥ 平成9年4月から平成10年3月まで
⑦ 平成10年6月から平成11年3月まで
⑧ 平成12年4月から同年9月まで

私は、各請求期間を含めて国民年金保険料を滞納していたが、平成14年11月*日に結婚したことを契機に過去の未納保険料を一括して全て納付した。

納付した額は覚えていないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成14年11月*日に結婚したことを契機に、各請求期間を含む過去の国民年金保険料を一括して全て納付したと主張しているところ、請求者のオンライン記録によると、請求期間⑧直後の平成12年10月から平成14年10月までの期間に係る国民年金保険料が平成14年11月18日に一括納付されている。

一方、国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならないとされ、当該保険料を徴収する国の権利は納期限から2年を経過したときに時効により消滅するとされているが、請求者の各請求期間に係る国民年金保険料は、請求者が一括納付した時点で既に時効により納付することはできない。

また、請求者は厚生年金保険の記号番号（A）が記載された年金手帳、国民年金の記号番号（B）が記載された年金手帳等を提出しているが、請求者のオンライン記録によると、これらの記号番号は平成9年1月1日に基礎年金番号として請求者に付番されたものの、基礎年金番号（B）は、別の基礎年金番号（A）と重複のため平成9年1月31日に取消し処理されている上、取り消された基礎年金番号による国民年金保険料の納付記録はない。

なお、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、上記の基礎年金番号以外に請求者の年金記録は見当たらない。

そのほか、請求者が各請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が各請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700176号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700175号

第1 結論

請求期間について、請求者のA法人B事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年9月1日から同年11月30日まで

請求期間は、B事業所において准看護師として勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された請求者に係る「17年賃金台帳」には、入社日は平成17年9月12日とされ、退職日については、日付の記載はないものの平成17年10月とされており、期間は特定できないが、請求者は、同事業所において、勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所から提出された上記賃金台帳によると、請求者に係る平成17年9月分及び同年10月分給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者は請求期間において、国民年金の被保険者であり、平成17年9月及び同年10月は国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる上、請求者が居住しているC市の回答によれば、請求者は、請求期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。